

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

平成 31 年 4 月 1 日改正
(平成 31 年 4 月 1 日適用)

①第三者評価機関名

NPO 法人ナルク岐阜福祉調査センター

②施設・事業所情報

名称：岐阜市立第三恵光	種別：障害者支援施設
代表者氏名：時岡 優	定員（利用人数）：入所支援 40（36）名 生活介護 40（36）名
所在地:岐阜市西島町4番24号	
TEL：058-231-2455	Fax：058-232-4395
ホームページ： http://www.wakokai.or.jp	メールアドレス： keikou-3@wakokai.or.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 令和4年4月	
経営法人・設置主体（法人名等）：設置主体岐阜市 運営主体社会福祉法人和光会	
職員数	常勤職員：16名 非常勤職員 8名
専門職員	（専門職の名称）
	管理者（兼務） 1名 生活支援員 7名
	サービス管理責任者 1名 医師（兼務） 1名
	生活支援員 11名
	看護師 1名
	管理栄養士 2名
施設・設備 の概要	居室 14室 医務静養室 1室
	食堂（併用） 1室 便所 6か所
	浴室 1室 洗面所 4か所
	相談室 1室

③理念・基本方針（※転載）

○理念

- ・みんなを笑顔に
- ・どんなときも、安心して笑顔で暮らせる地域社会の創造
- ・現状に満足せず挑戦し、地域をリードする

○基本方針

1. 個人の尊重
2. 自らが受けたいと思えるサービスの提供
3. 成長を楽しむ

4. 明るく、楽しく
5. チーム和光会
6. 安定した運営の継続
7. 地域社会への貢献
8. クリーン&フェア

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

●環境・立地

・施設は、岐阜市の北西に位置し、南には長良川、すぐ西の県道 77 号線（環状線）沿道には銀行、病院、ドラッグストア、カーショップ、多くの外食店、コンビニなどが軒を連ねている。

・周囲は、もとは岐阜市を代表する野菜の生産地であったが、都市計画による住宅市街地の開発が進められて、今は閑静な住宅街でもある。

・昭和 38 年に創立された岐阜市立第二恵光学園（知的障害者授産施設）が、平成 24 年 4 月、障害者自立支援法の施行に伴う新体系への移行の経過措置を経て、「第二恵光（生活介護、施設入所支援）」「第三恵光（生活介護、施設入所支援）」「ワークス恵光（就労継続支援 B 型）」「ケアホーム恵光（共同生活介護）」へと移行した。

・更に、平成 26 年の障害者総合支援法改正によりケアホーム恵光は、共同生活介護事業から、共同生活援助事業へと変更した。

・令和 4 年 4 月からは、地方自治法に規定する指定管理制度により岐阜市から指定された社会福祉法人和光会が管理・運営を行い、第二恵光・第三恵光の生活介護、施設入所支援事業、ワークス恵光の就労継続支援 B 型事業と、ケアホーム恵光の共同生活援助事業の 4 事業所が一体となって同一敷地、或いは隣接する敷地内で支援活動を展開している。

・移管後、長期計画に基づき施設の全面改修が行われており、第三恵光利用者の居室は令和 8 年には全室個室となる予定である。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6 年 10 月 1 日（契約日） ～ 令和 7 年 3 月 5 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	移管後は初回

⑥総評

◇特に評価の高い点

●音楽療法

・施設では毎週木曜日に、音楽療法士による「音楽の時間」がある。音楽療法士の指導で、みんなでリズムを取ったり、楽器を鳴らしたり、歌を歌うことで参加者は気持ちもリラックスして、元気である。利用者のほとんど全員が参加しており、利用者の大きな楽しみになっている。

●作業療法士による個別・集団リハビリ

・毎週木曜日は訪問リハビリの日である。和光会の山田病院から作業療法士または言語聴覚士が施設を訪問し、個別・集団でリハビリが行われている。リハビリは保護者の皆さんの要望に応え実現したものである。

●業務効率化（ICT）の推進

・ICTの導入による業務の効率化が毎期勧められ、電子記録システム「ケアカルテ」が導入されている。「ケアカルテ」により諸君が現場でタブレット端末を通して支援記録し、利用者情報をその場で確認でき、利用者に関わる時間を多くとることができるようにになった。

●健康管理体制

・毎月1回の精神科健診と合わせ毎週月曜日、山田病院から内科健診の往診があり、医療面支援が行われている。また、緊急な体調不良時には連携病院に入院することや、連携病院を通じて医療機関で受け入れてもらうような連携ができている。

・歯科検診は毎週金曜日に訪問診療が継続して実施されている。

●リネンなどの洗濯の外注化

・今までは、個別のシーツ、枕カバー、包布を保護者が準備して、利用者それぞれが個々のものを使用して、その洗濯も職員が行っていたが、施設全体で統一規格にして、リース契約にすることにより、通常であれば週1回はスーツを交換し、汚れたときはその都度交換できるようにした。これにより、シーツ洗濯に係る業務がなくなり、業務効率化と清潔な環境整備に繋がった。

●啓発・地域社会との交流

・和光会4グループ（第二・第三・ワークス・ケアホーム）合同で、地域交流会（6月）夏祭り（8月）、恵光祭（11月）が開催される。地域の自治会に回覧の協力や、地域の店にポスターの掲示のお願いをするなど、積極的に働きかけ、利用者、その家族、職員、地域住民、ボランティア団体などで大きな行事になっている。

・「障がいが重くても社会参加を」というテーマで、地域清掃に取り組んでいる。ビニール袋を持ち、職員とともにゴミを拾ったり、地域の方々に挨拶をすることで、地域の方々にも利用者のことを知っていただく機会ともなっている。

・毎年2回発行する機関紙「広報恵光」は西島地区の全家庭、公民館配布され、地域の住民に事業所の情報を提供し、啓発を行っている。

・新しく建設された附属棟3階の生活介護活動室（363,92㎡は可動式間仕切りにより、3室に分割でき、地元自治会、関連ボランティア団体にも開放され市の緊急避難場所としても利用される。

◇改善を求められる点

・第三者評価結果は良好であり、特に、本欄に記述すべき大きな改善点はなかった。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

・第三者評価を受ける過程で行った職員へのアンケート結果において、現場の支援員と管理者の間で認識の違いがあったので、真摯に受け止め職員会議などを通じて、施設の社会的使命を再認識して、意思決定支援と地域移行を視野に入れ、これからの高齢化、

重度化に対応できるように職員全員が共通認識を持ちながら、よりよいサービスの提供を行えるようにしたいと考える。
「みんなを笑顔に」の法人理念の基、今後も支援の質の向上に精進していく所存である。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。